

3. 輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について

輸入注意事項10第36号（10.3.4）

- 改正①輸入注意事項10第47号（10.5.15） ②輸入注意事項12第111号（12.12.26）
③輸入注意事項13第23号（13.5.31） ④輸入注意事項17第22号（17.7.1）
⑤輸入注意事項19第18号（19.3.6）

輸入貿易管理規則の一部改正による輸入（承認・割当）申請書の様式の制定に伴い、その記載要領を下記のように定め、平成10年4月1日から実施します。
なお、昭和47年12月15日付け輸入注意事項47第37号（輸入承認証（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について）及び昭和39年3月31日付け輸入注意事項39第9号（輸入割当申請書（証明書）の記載要領及びその取扱いについて）は、平成10年3月31日限りで廃止します。

記

- 1 申請書表面の※印が付されている欄及び経済産業大臣の輸入割当てに係る欄並びに経済産業大臣又は税関長の輸入割当て及び輸入承認に係る欄以外の欄は、申請者が記載すること。①②
- 2 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、「記名押印又は署名」欄の記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む。）に限ることとする。
- 3 「次の〔△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項〕の規定に基づき申請します。」の欄には、輸入承認及び輸入割当ての申請の内容に応じて△印のうち不必要的ものは抹消すること。⑤

例

- (1) 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第4条第1項第1号の規定による輸入の承認、同項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。）（「二号承認」という。）又は同項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）（「二の二号承認」という。）を申請する場合

次の〔△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項
△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項〕の規定に基づき申請します。

- (2) 令第9条第1項の輸入割当て（以下「輸入割当て」という。）を申請する場合

次の〔△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項
△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項〕の規定に基づき申請します。

(3) 輸入の承認及び輸入割当てを同時に申請する場合

次の〔△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項〕の規定に基づき申請します。

4 「I 申請の明細」欄には、該当事項を次により記載すること。①⑦

(1) 「関税率表の番号等」欄には、次により記載すること。

イ 上記3の(1)の申請の場合

当該輸入承認を申請しようとする品目に該当する関税率表（関税定率表（明治43年法律第54号）の別表の関税率表をいう。）の「番号」欄に掲げる四桁又は六桁の項目又は号数（以下「番号」という。）を記載する。ただし、輸入しようとする品目が、輸入割当品目を定める輸入公表に掲げられている番号と同じであって、かつ、これらの輸入公表において当該番号がさらに枝番（関税率表の「品名」欄において各商品名に附されている1、2、3…、(1)、(2)、(3)…、A、B、C…等の符号をいう。以下同じ。）によって細分類されている場合には、当該番号の後に枝番を付記しなければならない。

なお、関税率表の番号等（番号及び枝番を付記すべき場合には当該枝番）が異なるごとに一件の輸入承認申請書により申請しなければならないが、次に掲げるものについては、関税率表の番号等が異なる二以上の品目を一件の輸入承認申請書により申請することができる。

- (a) 機械類、その付属品又はこれららの部分品。
- (b) 関税率表の番号等が異なる二以上の品目でセットになっているもの。
- (c) (a)及び(b)に掲げるもののほか関税率表の番号等が異なる二以上の品目であつて、商慣習上又は当該貨物の性質上、通常一体として取引きされ、かつ、品目ごとに分割して輸入承認を申請することが不可能又は困難であると認められるもの。

ロ 上記3の(2)又は(3)の申請の場合

当該品目に該当する関税率表の番号等として輸入公表又は輸入発表に掲げられたものを記載する。ただし、当該品目に係る輸入発表において関税率表の番号等は記載することを要しない旨定められている場合は、記載しないこと。

ハ 欧文タイプライターを使用し、関税率表の番号等の中ポツを記載することが困難な場合には、中ポツの位置は欧文タイプライターによる通常の位置（ピリオドの位置）の記載で差し支えないものとする。

(例) 03.02 36.01

(2) 「商品名」欄には、次により記載すること。

イ 上記3の(1)の申請の場合

(a) 輸入割当品目以外の品目については、輸入承認を申請しようとする貨物の具体的な名称を記載する。すなわち、輸入統計品目表（「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める告示（昭和62年大蔵省告示第94号）」に基づく輸入統計品目表をいう。以下同じ。）の品名欄において個別的に掲げられている品目に該当する貨物を輸入しようとする場合には、原則としてこれらの表の記載例にならって該当す

る個々の商品名を記載すれば足りるが、これらの表の品名欄において「その他のもの」、「その他これらに類するもの」、「有機化合物(他の号に掲げるものを除く。)」等のように概説的な表で掲げられている品目に該当する貨物を輸入しようとする場合には、当該貨物の具体的な名称を記載する。ただし、当該品目に係る輸入注意事項において申請書に記載すべき商品名が指定されている場合には、これによるものとする。また、機械類のように輸入注意事項が大分類の品名で一括して行わるものについては、次の例により当該分類名を記載し、その下に申請品目の具体的な名称を記載する。商品名が多数の場合は、アタッチシートを添付し、申請者の割印を押なつすること。

(例) 機械類の場合 (Machinery) Shotgun

- (b) 輸入割当品目については、輸入割当証明書に記載された商品名のみを記載することとし、当該商品名のほかに商品名の細目等を記載してはならない。

ロ 上記3の(2)及び(3)の申請の場合

輸入承認文は輸入割当てを受けようとする商品の具体的な名称を記載する。ただし、当該品目に係る輸入発表において申請書に記載すべき商品名が指定されている場合には、これによるものとする。また、輸入発表が大分類の品名で一括して行われるものについては、当該分類名を記載し、その下に申請品目の具体的な名称を記載する。商品名が多数の場合は、アタッチシートを添付し、申請者の割印を押なつすること。

(3) 「型及び銘柄」欄には、次により記載すること

イ 上記3の(1)の申請の場合

機械類のように、型及び銘柄を記載しなければ正確な商品を指定することが困難な場合にのみ記載する。また、型、銘柄のほか、「商品名」欄に記載すべき事項以外の当該品目を特定する商品の細目等を指定するために必要な事項を記載する。ただし、この欄の記載により定められた事項は「関税率表の番号等」及び「商品名」欄により指定された商品の実質的な内容と矛盾するものであってはならない。

ロ 上記3の(2)及び(3)の申請の場合

機械類のように、型及び銘柄を記載しなければ正確な商品を指定することが困難な場合にのみ記載する。また、「商品名」欄のスペースが不足する場合には、この欄を商品名欄の一部として記載して差し支えない。

(4) 「原産地」欄には、次により記載すること。

イ 上記3の(1)の申請の場合

次の例により、輸入しようとする貨物の原産地を国・地域名(領有地等の領有地名等)により記載する。

(例)

原 產 地
U.S.A

ロ 上記3の(2)及び(3)の申請の場合

上記イに準じて記載する。ただし、輸入発表において原産地が指定されている場合には、当該原産地でなければならぬ。

(5) 「船積地域(船積港)」欄中船積地域については、上記(4)に準じて記載すること。

(船積港)については、「にしん」以外の貨物については、記載を要しない。

「にしん」については、例1により船積港名を併記することとするが、船積港名が未定の場合には、例2により記載しても差し支えない。

(例1)

船積地域 (船積港)	U.S.A San Francisco
---------------	------------------------

(例2)

船積地域 (船積港)	U.S.A U.S.A Port (West)
---------------	-------------------------------

(6) 「数量及び単位(金額)」欄には、次により記載すること。

イ 上記3の(1)の申請の場合

(イ) 数量により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合
数量により輸入割当てが行われる貨物については、「輸入割当証明書に記載された数量単位」により申請数量を次の例により、当該事項の前後に接して※印を付して記載すること。

(例)

数量及び単位 (金額)
※100MT ※

(ロ) 金額により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合

金額により輸入割当てが行われる貨物については、申請金額を記載し、金額の表示は決済通貨建てで行い、1通貨単位未満の端数を記載する必要がある場合(米ドル換算額との関係で端数を切り捨てることが適当でない等の場合)には、1通貨単位未満二桁までを切り上げ計算により記載する。なお、決済通貨に二以上の通貨を併用する場合には、それぞれの通貨の内訳別に記載すること。

金額の表示に当っては、USD100.00、DME50.25のように1通貨単位未満の端数の下に(端数がない場合にも、00と記入の上)下線を付すること。

(例)

数量及び単位 (金額)
C I F G B P 82. <u>18</u> F O B D E M 800. <u>00</u> F O B U S D 202. <u>55</u>

追

(15)

ハ 上記(イ)及び(ロ)以外の貨物の申請の場合

上記(イ)及び(ロ)以外の貨物については、申請数量を記載するものとし、数量単位は、別に定める場合を除き、輸入統計品目表に掲げる該当品目の数量単位により記載すること。

ロ 上記3の(2)の申請の場合

(イ) 数量により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合
数量により輸入割当てが行われる貨物については、当該貨物に係る輸入発表に定める数量単位により記載する。輸入発表に特に定めがない場合には、輸入統計品目表に掲げる該当品目の数量単位により記載すること。

(ロ) 金額により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合

輸入発表において、金額により輸入割当てが行われるものとして定められた貨物について申請する場合には、当該貨物に係る輸入発表に定める通貨単位により金額を記載する。この場合、申請金額に1通貨単位未満の端数が生ずる場合は、切り上げて記載すること。

ハ 上記3の(3)の申請の場合

(イ) 数量により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合
上記ロの(イ)に準じて記載すること。

(ロ) 金額により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合
上記イの(ロ)に準じて記載すること。

(7) 「総額(USS)」欄には、次により記載すること。

イ 上記3の(1)の申請の場合

(イ) 金額により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合
a 金額により輸入割当てが行われる貨物について申請する場合には、米ドル單位で次の例により当該事項の前後に接して※印を付して記載すること。

(例)

総額(USS)
※100.00※

b 決済通貨が米ドル建ての場合には、当該米ドル金額を記載し、1通貨単位未満の端数を記載する必要がある場合には、1通貨単位未満二桁までを切り上げ計算により記載すること。

c 決済通貨が米ドル建て以外の場合には、申請金額を米ドル換算した金額を記入し、米ドルと米ドル以外の通貨との換算率は、昭和34年1月31日付け輸入注意事項34第3号(決済通貨等の取扱いについて)の定めるところによる。また、決済通貨に二以上の通貨を併用する場合には、それぞれの米ドル換算額(米ドルが併用される場合には、当該米ドル及び米ドル換算額の統計)を記載すること。いずれの場合にも1ドル未満の端数がある場合には、当該端数を切り上げて記載するものとするが、金額により輸入割当てが行われる貨物について必要があるときは、端数(1ドル未満二桁)まで記載しても差し支えない。

d 金額の表示に当たっては、\$100.00のように1通貨単位未満の端数の下に(端数がない場合にも.00と記載の上)下線を付すること。

- (口) 上記(イ)以外の貨物の申請の場合
記載を要しない

□ 上記3の(2)の申請の場合

記載を要しない。

ハ 上記3の(3)の申請の場合

- (イ) 金額により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合
上記イの(イ)に準じて記載すること。

- (ロ) 上記(イ)以外の貨物の申請の場合

記載を要しない。

- (8) 「備考」欄には、輸入の承認に際して経済産業大臣が記載することを指定した事項及び承認に当たって記載することが必要な事項(例えば、原産地から船積地まで保稅・運送を行う場合にはその旨)を記載すること。

- (9) 輸入割当証明書において、商品名の明細又は商品の内訳別の数量(金額)等の明細が同証明書の該当欄又はアッタチ・シートにより記載された場合には、輸入承認の申請に当たっては必ず輸入承認申請書にこれと同一の内容(割当数量(割当額)の一部について輸入承認の申請をするときは、その内容のうち当該輸入承認申請に係る部分)の明細を記載すること。その明細が輸入承認申請書に書ききれない場合は、アタッチ・シートに記載すること。

5 「2※通関」欄には、該当事項を次により記載すること。^①

- (1) 通関時決済金額未定貨物について、関税法第73条の規定に基づく輸入許可前貨物引取(以下「輸入許可前引|取」という。)の承認を行う場合

イ プロフォーマ・インボイス価格を「送状金額」欄及び「通関金額」欄に朱書記入の上、「許可前引|取承認」と注記すること。

ロ 上記イにより朱書記入された「送状金額」は、本インボイスに基づいて最終決済をする際に輸入者において本インボイス価格に黒書訂正すること。

ハ 上記イにより朱書記入された「通關金額」は、税関における本許可の際、課税価格をもって黒書訂正すること。

- (2) 通関時決済金額確定貨物で、通關金額が未確定の貨物について輸入許可前引|取の承認を行う場合

イ 当該確定決済金額を「送状金額」欄には黒書で、「通關金額」欄には朱書でそれぞれ記入の上、「許可前引|取承認」と注記すること。

ロ 上記イにより朱書記入された「通關金額」は、税関における本許可の際、課税価格をもって黒書訂正すること。

- (3) 通關時決済金額未定貨物について税関において輸入許可する場合

イ 「送状金額」欄にはプロフォーマ・インボイス価格を朱書記入し、「通關金額」欄には税関における課税価格を当所から黒書記入すること。

ロ 当該朱書記入された「送状金額」は、本インボイスに基づいて最終決済をする際

に輸入者において本インボイス価格に黒書訂正すること。

(4) 郵便物の場合

イ 郵便物として輸入される後払い貨物について税關検査の際、インボイス、請求書その他これらに代わるべき証拠書類の提出がない場合には、「送状数量」欄及び「送状金額」欄には朱書で、「通関数量」欄及び「通關金額」欄には黒書で、それぞれ税

関における課税価格を記入すること。

ロ 朱書きされた「送状数量」及び「送状金額」は、対外決済をする際インボイス等に基づいて輸入者において黒書訂正すること。

6 「3※銀行等の記載欄」は、外国為替及び外國貿易法第17条第1項第三号の規定に基づく外國為替管理令第7条第四号に規定する貨物の輸入に係る支払等に該当する場合に限り、該当事項を次により記載すること。①⑦

(1) 「送全年月日」の欄には、輸入貨物代金を決済した年月日を記載すること。

なお、邦銀ユーランスの場合には、本邦における対外決済完了日を記載すること。

また、ユーランスを受ける決済で、T/Rを行った場合には、一定期限後に支払を行う旨及び決済又は決済予定期を例により記載しても差し支えない。

(例) 90日ユーランスの場合

送全年月日

90 days after

(年 月 日)

(2) 「銀行等確認印」欄には、外國為替決済に関する証明銀行名等を記載し押印するものとするが、外貨預金勘定等を通じる方法により決済する場合であって、証明銀行と貸記する外貨預金勘定等の置かれている銀行が異なる場合には、次の例に従つて証明銀行が記載すること。

(例) by (A) Bank (B) Bank 印

(注) (A) Bank は貸記する外貨預金勘定等が置かれている銀行、(B) Bank は証明銀行

7 その他の記載事項 ①②④

(1) 「II 輸入割当て」欄には、該当事項を次により記載すること。

イ 「※割当数量及び単位(割当額)」欄には、原則として各商品名についての割当数量(輸入発表において金額により輸入割当てが行われるものとして定められた貨物については金額)が記載されるが、二種以上の商品について総数量(総額)のみが記載されることがある。この場合、総数量(総額)の範囲内での各商品の数量(金額)は拘束されない。

この欄に記載される数量(金額)は、最大限度を示すものとして、これを下回る数量(金額)による輸入の承認を受けることはできるが、これを上回る数量(金額)による輸入の承認を受けることはできない。

ロ 「※經濟産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定」欄には、經濟産業大臣が輸入割当てに当たつて付する条件(例:上記「I 申請の明細」欄中12□□□記載事項は、經濟産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。)等が記

記載される。

(2) 「IIIの輸入の承認」欄には、該当事項を次により記載すること。

※承認番号

「承認番号」欄には、承認番号を次の例により記載すること。

(イ) 地方経済産業局において承認を行う場合

(例) I L (輸入承認が行われる西暦年数の末尾の数字 - 輸入制度別の記号) 経済産業局記号 - 承認順位番号

(注) 「輸入制度別の記号」は「承認」のうち、輸入割当品目のみ「I Q」と記載するものとし、「承認順位番号」は輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づく輸入承認証及び確認証の番号を含めた順位に従い暦年をもって更新する00001から始まる五桁の一連番号を記載すること。

(ロ) 本省において承認を行う場合

(例) I L (輸入承認が行われる西暦年数の末尾の数字 - 輸入制度別の記号) 承認課・室記号 - 承認順位番号

(注) 「輸入制度別の記号」は「承認」のうち、輸入割当品目のみ「I Q」と記載するものとする。

「承認課・室記号」は別表によること。

「承認順位番号」は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室において承認を行う場合は、暦年をもって更新する00001から始まる五桁の一連番号を記入し、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課において承認を行う場合は、暦年をもって更新する000001から始まる六桁の一連番号を記入すること。

別表

承認担当課・室番号	承認担当課・室名
H A B	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
H A E	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

口 ※有効期間満了日

「有効期間満了日」欄には輸入貿易管理令第5条第1項に定める有効期間の満了日のほか、平成10年3月4日付け輸入注意事項10第40号（輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について）に基づいて認めた有効期間の満了日を記載し、「延長後有効期間満了日」欄には同注意事項に基づいて承認した延長後の有効期間満了日を記載し、同欄の近くに延長承認年月日及び確認印を押捺する。

ハ ※条件

「条件」欄には経済産業大臣又は税関長が、輸入の承認に当たって付する条件（例えば、輸入割当てに当たって付された条件）が記載される。

追
(15)